

年金

松山年金相談センター  
をご利用ください！

厚生年金や国民年金に関する相談窓口として、社会保険事務所とは別に「松山年金相談センター」が、三越松山店の北側（路面電車の走る一番町通りを挟んで向かい側）にあります。

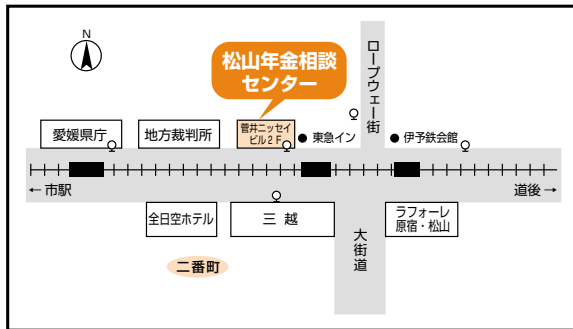
このセンターでは、年金相談や年金の請求手続をはじめ、年金の住所変更や各種証明書の再交付申請など、社会保険事務所にある年金相談コーナーと同じように手続ができます。交通の便の良い場所にありますので、買い物などお出かけの際に、お気軽にご利用ください。

○業務取扱時間

午前8時30分～午後5時  
（相談内容によっては、かなりの時間を要する場合がありますので、業務終了時刻に余裕を持ってお越しください。）

○土・日・祝日・年末年始は、お休みです。  
なお、年金相談に来られる

場合は、基礎年金番号が分かるもの（年金手帳や年金証書など）を、ご持参ください。また、代理の方がご相談される場合は、本人が署名・押印した委任状（様式は自由）が必要になります。



問い合わせ

松山年金相談センター  
☎947-9888

税

国民健康保険税2割軽減申請書の提出はお済みですか

申請書の提出期限は11月1日（月）です。

10月の納税

町 県 民 税 第3期  
国民健康保険税 第4期

口座振替日は  
銀行・信 金…10月25日（月）  
農協・郵便局…10月27日（水）

※納税は便利な口座振替で  
～ 税金で 笑顔の町を 幸せを ～

問い合わせ

役場税務課町民税係  
☎985-4110

この2割軽減申請書は国保加入者の所得により、該当世帯にのみ送付しています。2割軽減の対象は前年の総所得金額が33万円＋〔被保険者数（世帯主を含む）×35万円〕以下の世帯で、5割、7割軽減の対象世帯を除いた世帯です。軽減されるのは、国保税の均等割額と平等割額についてです。2割軽減を受けるためには申請書の提出が必要です。期限を過ぎると軽減を受けることができません。早めに申請してください。

介護

介護保険料を年金天引き（特別徴収）で納められている皆さんへ

現在、介護保険料を年金天引きにより納めている（特別徴収）方は、8月で仮徴収が終了し、10月より本徴収が始まります。

本徴収額は、7月で確定した所得段階に基づく保険料額より、4・6・8月に納めた仮徴収額を差し引いた額を、10・12・2月の年金で納めていただきます。なお、17年2月に天引きする保険料額と同

【仮徴収と本徴収】

年 度	15年度	16年度				
		4月	6月	8月	10月	12月
年 金 受 給 月	15年2月					17年2月
徴 収 区 分	本徴収	仮徴収			本徴収	

じ金額を、引き続き17年4月に天引きします。（仮徴収）

問い合わせ

役場介護保険課保険料係  
☎985-4115

〔被害者こころの支援センターえひめ〕

講演会 in 2004

日 時 10月29日（金）18：00～20：00  
場 所 松山市総合福祉センター1階 大会議室

第一部 講演会  
演題 『犯罪被害者として生きることは、支援とは』  
講師 高松由美子先生（NPO法人 ひょうご被害者支援センター理事・被害者遺族）

第二部 パネルディスカッション  
司会：武井義定（勝山幼稚園園長・臨床心理士）  
パネラー：  
高松由美子（NPO法人 ひょうご被害者支援センター理事）  
大久保雅代（臨床心理士・スクールカウンセラー）  
川合 静子（愛媛県女性総合センター主任）  
松本 郁枝（相談支援員）

入場料 無料  
主催 NPO被害者こころの支援センターえひめ  
問い合わせ NPO被害者こころの支援センターえひめ  
事務局 ☎923-7048  
相談電話 ☎923-7043（木・土 10:00～16:00）